

滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙に伴う 選挙機材の搬入及び搬出業務仕様書

1 業務の概要

滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙の投票所の選挙機材について、大津市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する保管場所から、委員会が指定する数量の物品を大津市、草津市又は栗東市内の自社の保管場所へ移動させ、仕分けの後、各投票所へ搬送する。また、選挙終了後、各投票所から自社の保管場所へ搬送する。その後、自社の保管場所から委員会が指定する保管場所へ搬送する。

※令和8年7月5日（日）滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙執行予定としているため、選挙期日が決定した段階で、スケジュールを変更することがあるので、委員会と確認を行うこと。

2 大津市の保管場所及び配達物品

小野小学校、真野北小学校、伊香立中学校、大津市役所、市営住宅唐崎駅前団地集会所、公設卸売市場その他委員会が指定する場所に保管する委員会が指定する数量の物品（配達物品の数量は別添資料の数量を基準とし、委員会の指示に従い、投票管理者等との調整により若干の数量の変更があるものとする。）

3 配達場所

投票所117か所（投票所は別添資料を基準とし、委員会の指示に従うこと。ただし、投票管理者等との調整により若干の変更があるものとする。）

4 事前調整

- (1) 受託業者は、委員会が提示する投票所一覧に基づき、施設管理者と連絡をとり、搬入・搬出の日時を確認し、調整すること。特に、苦情がないように連絡調整担当者を配置し、万全の体制で対応すること。
- (2) 必要に応じ、直接、各投票所の投票管理者又は投票管理者職務代理者と調整すること。
- (3) 連絡調整担当者の担当者名及び電話番号をあらかじめ委員会に報告すること。

5 選挙機材、施設の破損の取り扱い

搬入、搬出時において選挙機材や大津市の保管場所及び投票所の施設を破損しないこと。また、選挙機材及び施設を破損した場合は受託業者が補修等の費用を負担すること。

6 その他

本仕様書に記載のない事項については、その都度、委員会と受託業者が協議して定めるものとする。